

31 静保健介第 6116 号

令和 2 年 3 月 30 日

夜間対応型訪問介護事業所 管理者 様

小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業 者 指 導 担 当 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る

静岡市独自報酬基準の令和 2 年 4 月以降の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月 2 日付け 31 静保健介第 5527 号にて本市における取扱いをお知らせしたところです。現在、感染拡大の終息の見通しが立たないため、令和 2 年 4 月以降の取扱いについて、下記のとおりとしますので、お知らせします。

なお、本通知は独自報酬加算を算定していない事業所にも発送していることを申し添えます。

記

1 令和 2 年 4 月以降の取扱い

(1) 静岡市独自報酬基準のうち、人員配置を評価する基準について

新型コロナウイルス感染症に伴い学校が休校等になることにより、一時的に独自報酬基準で定める人員配置が算定要件を満たさなくなる場合について、有資格者等の割合の計算の際、当該職員を除外して算出してもよいこととします。

有資格者の配置を要件としている部分については、静岡市介護保険課まで、個別御相談ください。

(2) 小規模多機能型居宅介護 要件 (2) について

今後も、行事等の自粛・制限が考えられます。令和 2 年 3 月の取扱いと同様に、従前より当該加算の算定をしており、かつ当該加算の趣旨「登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄り、利用者と交流することができる仕組み」に準ずる取り組みを実施している事業所については、行事等の開催の有無を問わず、一時的な措置として算定を認めます。

なお、一切の取り組みがない場合は、加算の趣旨に則さないため、通常通り、算定はできません。この場合、「地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書（実績報

告用)」のみ提出してください。この場合、取り下げの申出書の手続きは不要です。

【提出書類】

①地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書（実績報告用）

※通常時と同様の書式です。

②地域密着型サービス独自報酬算定に係る取り組みについての実績報告書

（様式第3号）※通常時と同様の書式です。

※取り組み内容を簡潔でかまいませんので、記載してください。

<取り組みの例示>

- ・事業所の広報誌を町内に回覧し、事業所の活動内容の周知を図った。
- ・地域ボランティアを受け入れた。
- ・事業所の代表者が町内会や自治会の会合に出席し、情報交換を行った。
- ・登録者ではない地域住民から、介護に関する相談に応じた。

2 提出期限

実績報告書の提出期限は、毎月5日厳守です。

4月及び5月は閉庁日に該当するため、下記の通りとします。

3月分：令和2年4月3日（金）必着

4月分：令和2年5月7日（木）必着

3 本通知の取扱期間

令和2年4月1日より、当面の間

※1 取扱期間が終了する場合には、改めてお知らせします。

※2 令和2年3月までの取扱いは、令和2年3月2日付け 31 静保健介第 5527 号「新型コロナウイルス感染症に係る静岡市独自報酬基準の取扱いについて（通知）」のとおりです。

4 その他

- （1）本通知の内容は静岡市の解釈であるため、利用者が他市町村の被保険者である場合には各保険者に確認してください。
- （2）本取扱いは現時点での判断であり、今後状況により変更する場合があります。

<提出先・問い合わせ先>

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 14階

静岡市 介護保険課 事業者指導第1係

電話：054-221-1088

FAX：054-221-1298